

6 「医療先進県ぐんま」推進プロジェクト

政策目標の概要(A)

重粒子線治療施設などの高度で先進的な医療の提供、中学校までの子ども医療費完全無料化の実施、ドクターヘリの運航など、本県の大きな強みである取組をさらに充実させ、多方面で活かしていくことにより、県民の生命と健康を守る「医療先進県ぐんま」の実現に向けた取組を推進する。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価				
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
1 高度・専門医療の提供																						
(1) 県立病院における高度・専門医療の提供																						
■ 心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センターの県立4病院において、それぞれの分野の高度・専門医療を提供します。																						
			県立病院の運営	病院局	病院局総務課	心疾患、がん、精神、周産期を含む小児、それぞれの分野における高度・専門医療の拠点として、関係機関との連携を強化しながら、県民に安全、安心で質の高い医療を提供する。	・入院患者数 ・外来患者数	H23 入院:260,416人、外来:244,290人 H24 入院:252,203人、外来:251,015人 H25 入院:247,689人、外来:252,085人 H26 入院:241,688人、外来:255,938人	入院:264,260人 外来:247,660人	入院:266,815人 外来:256,334人	入院:280,866人 外来:244,172人	医療収益 22,019,149	医療収益 21,814,581	医療収益 20,673,709	心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センターの4つの県立病院において、入院、外来を合わせ延べ 497,626人の患者に対し、高度専門医療を提供した。	4	「県民の命と健康を守る」という観点から、心疾患、がん、精神、周産期を含む小児、それぞれの分野における高度専門医療の拠点として、県民に安全、安心で質の高い医療を提供していく必要があるため、事業の継続が必要。	4	県立病院の役割として、県民に質の高い医療を提供するため必要な経費であり継続。			
			外来棟増改築工事(小児医療センター)	新規	病院局	病院局総務課	障害児歯科外来及び整形外科外来等の充実を図るため、歯科診療室の増室等の増改築工事を実施する。	周産期・小児3次救急医療体制の充実	-	-	工事	-	76,540	-	平成27年度新規事業のため、事業評価対象外							
			高度医療機器整備(密封小線源治療システム(がんセンター)、MRI(心臓血管センター、がんセンター)の更新)	新規	病院局	病院局総務課	子宮頸がん等に体内から放射線を照射する密封小線源治療システム及びMRIを更新する。	高度・専門医療の提供	-	-	機器導入	-	679,400	-	平成27年度新規事業のため、事業評価対象外							
■ 県立病院において、遠隔医療支援画像診断システムの活用や、紹介・逆紹介の促進等により、地域連携の強化を図ります。																						
			県立病院における地域連携の強化	病院局	病院局総務課	がんセンターを中心とした遠隔医療支援画像診断システムによる病連携の推進を行う。地域連携クリティカルパスの整備や、紹介・逆紹介の促進等により、病病・病診連携の強化を図る。	・遠隔医療画像診断システムの接続医療機関数 ・地域連携クリティカルパスの整備	H23 遠隔画像:11機関、パス:10例 H24 遠隔画像:12機関、パス:10例 H25 遠隔画像:12機関、パス:10例 H26 遠隔画像:12機関、パス:10例	遠隔画像:12機関、パス:10例	遠隔画像:12機関、パス:10例	遠隔画像:12機関、パス:10例	60,418	60,413	61,955	がんセンターを中心とした遠隔医療支援画像診断システムについては、12医療機関で実施されたほか、地域連携クリティカルパスについては10例が導入され、病病・病診連携は着実に推進した。	4	引き続き各県立病院において、経営改善を図りつつ、必要な医療を幅広く提供していくためにも一層の地域連携を図っていく必要がある。	4	県立病院と地域の病院・診療所が連携し、県民により良い医療を提供するため必要があるため継続。			
■ 県民から信頼される県立病院として、ヒヤリ・ハット事例への対応等、医療安全管理対策を着実に進めます。																						
			県立病院における医療安全管理対策の推進	病院局	病院局総務課	医療安全の推進に向けた体制を整備するとともに、ヒヤリハット事例の収集、改善策の検討を進め、職員へのフィードバックと周知徹底を図る。また、医療の透明性を高め、医療や県立病院に対する県民との信頼関係を構築するため、ヒヤリハット事例の公表を行う。	重大な医療事故の件数(レベル4b以上)	H23 0件 H24 0件 H25 2件 H26 2件	0件	0件	0件	3,748	2,368	1,894	院内医療安全管理委員会及び病院局医療安全管理委員会を概ね月1回開催した他、外部委員による医療事故調査委員会定例会を年1回開催し、改善策の検討等をすすめた。9月に、25年度のヒヤリハット事例等の発生状況について公表を行った。	4	重大な医療事故の防止を図るため、引き続きヒヤリハット事例の収集、改善策の検討及び職員へのフィードバックと周知を実施する必要がある。ヒヤリハット事例の公表にあたっては、写真や図表を使用し、わかりやすい資料を作成する。	4	医療事故の防止を図る委員会開催経費等であり、県立病院で安全・安心な医療を提供するため継続。			
(2) がん対策																						
■ 「がん対策推進条例」に基づき、がん対策を県民と一体となって総合的かつ計画的に推進します。																						
			がん対策推進協議会運営	健康福祉部	保健予防課	全ての県民が一体となってがん対策をすすめていくため、さまざまな立場の者が参加する群馬県がん対策推進協議会を設置し、総合的ながん対策の推進及び評価について協議する。(H25年度は、「がん対策推進計画策定」を含む。)	開催回数	H23 : 3回(H23新設) H24 : 3回 H25 : 2回 H26 : 1回	2回	2回	3回	2,866	2,900	1,463	群馬県がん対策推進協議会及び部会を開催し、県がん対策推進計画の進捗管理・保健医療計画策定・がん診療連携拠点病院指定更新・H27年度に向けた新規事業等について協議した。(1回開催)	4	がん対策推進条例及び県がん対策推進計画に基づき、総合的ながん対策の推進等について協議を行うため、継続して開催する。	4	がん対策推進条例やがん対策推進計画の見直しや進捗管理に必要な協議会運営経費であり継続。			

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>2

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価				
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
<p>■ 県民に等しく質の高いがん治療が提供できるよう、重粒子線治療を受けやすい環境の整備、がん診療連携拠点病院等の整備など、がん医療提供体制の整備を図るとともに、すべてのがん患者及びその家族の不安や苦痛の軽減、療養生活の質の維持向上を実現するため、緩和ケアの充実を図るとともに、相談支援や情報提供体制を充実します。</p>																						
			がん診療連携拠点病院機能強化	健康福祉部	保健予防課	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院が実施する相談支援センター、院内がん登録、研修等の事業費を補助し、機能強化を図る。	指定病院数	H22 : 11病院 H23 : 14病院 H24 : 17病院 H25 : 17病院 H26 : 17病院	17病院	17病院	17病院	74,850	74,088	74,850	がん診療連携拠点病院6病院が実施する相談支援事業、がん登録事業、地域の医療従事者を対象とした研修事業、市民公開講座等に対する補助を実施。 ※4病院は国から病院への直接補助	4	がん患者に対する相談支援や情報提供体制の充実、地域のがん医療水準の向上のため継続して支援を行う。	4	どの地域に住んでいても質の高いがん医療が受けられるようになるための経費であり継続。			
			がん診療連携推進病院機能強化	健康福祉部	保健予防課	群馬県知事が指定するがん診療連携推進病院が実施する相談支援センター、院内がん登録、研修等の事業費を補助し、機能強化を図る。	同上	同上	同上	同上	35,994	36,036	31,500	群馬県がん診療連携推進病院7病院の行う相談支援事業、がん登録事業に対する補助を実施。	4	がん患者に対する相談支援や情報提供体制の充実、がん登録の推進のため継続して支援を行う。	4	どの地域に住んでいても質の高いがん医療が受けられるようになるための経費であり継続。				
			がん診療従事医師緩和ケア研修	健康福祉部	保健予防課	がん診療に従事する医師が、基礎的な緩和ケアの知識や技術を習得するための研修を開催する。	研修修了医師数	H22 : 437人 H23 : 580人 H24 : 718人 H25 : 832人 H26 : 947人	830人	855人	880人	1,831	1,844	1,578	がん診療に携わる医師に対する研修を実施。 H26研修修了者数 115人(累計947人)	4	がんと診断された時からの適切な緩和ケアを提供するため、緩和ケアに関する基本的な研修を受けた医師向け及び看護師のための研修を実施する。	4	痛みの緩和に関する技術の普及により、本県のがん医療の充実を図るための経費であり継続。			
			相談支援・情報提供	健康福祉部	保健予防課	本県のがんに関する情報をインターネットで提供する群馬県がん対策ホームページを開発する。 がん患者が県内の医療機関や相談窓口など地域の療養に関する情報を入手できる冊子「ぐんまの安心がんサポートブック」を作成、配布する。	拠点病院相談支援センター相談件数(推計)	H22 : 10,968件(9病院) H23 : 13,740件(9病院) H24 : 18,390件(10病院) H25 : 21,900件(10病院) H26 : 27,990件(10病院)	13,000件	13,000件	13,000件	3,223	4,000	2,396	群馬県がん対策ホームページを運営。 ぐんまの安心がんサポートブックを作成、配布。(20,000部)	4	ホームページやサポートブックの掲載情報の年次更新を行い、最新の情報提供を行っていく。	4	がん患者・家族に医療機関や相談窓口の情報を発信するための経費であり継続。			
			ピアサポーター養成 (がん総合相談支援センター設置検討)			がんの経験を持つ者によるがん患者に対する相談支援(ピアサポート)を行う、サポーターを養成するための研修を開催する。	ピアサポーター数	H24 : 41人 H25 : 87人 H26 : 87人	50人	75人	100人				がん患者や家族の不安軽減を図るため病院にピアサポーターを派遣するとともに、ピアサポーターの資質向上のためフォローアップ研修を実施。 がんピアサポーター派遣病院数7病院 H26フォローアップ研修参加者数39人	4	がん患者の不安解消のために、ピアサポーターを、がん診療連携拠点病院等医療機関へ派遣し、患者の心に寄り添った相談支援を提供していく。	4	同じ経験を持った者による相談事業により、患者・家族をサポートするための経費であり継続。 ただし、本取り組みの広報等を行い派遣先の新規開拓を行うとともに、フォローアップ研修等を行い質の向上を図る必要がある。			
			重粒子線治療推進事業	健康福祉部	医務課	重粒子線治療費利子補給の実施、重粒子線治療運営委員会の開催等を行う。	①施設の設置 ②利子補給制度利用者の累計	① H22 : らせんワンプラ照射装置 H24 : 積層原体照射装置設置 ②H25 : 6人 H26 : 12人	②10人	②15人	②20人	1,192	1,324	897	群馬大学の重粒子線治療を受けるために、治療費を借り入れた患者9名(うち6名がH25年度新規)に対し、利子補給を行った。 また、重粒子線施設の効果的な活用等について設置されている群馬重粒子線治療運営委員会を開催し、治療実績等について情報共有を行った。	4	重粒子線治療は先進医療に該当し、患者は高額な費用負担を求められていることから、県民の経済的負担を軽減するために、利子補給制度による支援に引き続き取り組む必要がある。	4	患者の経済的負担を軽減する事業であるため継続。			
			中堅看護職員実務研修	健康福祉部	医務課	がん看護における質の高い看護師を育成する。	研修受講者数	H22 : 18人 H23 : 11人 H24 : 16人 H25 : 12人 H26 : 22人	20人	20人	20人	2,646	2,379	2,329	研修期間及び内容を見直し、がん患者に対する質の高い看護ケアを提供する看護師の育成及び充実を図った。	4	がんに関する先端的な科学知識の知見を臨床看護に応用し、対象の状態を専門基礎知識により把握・判断した上で看護ケアを提供できるよう事例検討を含む研修を実施する必要がある。	4	がん看護における質の高い看護師を育成するために必要な研修経費であり継続。			
			がん疼痛緩和推進事業	健康福祉部	薬務課	がん疼痛緩和に関わる医師、薬剤師、看護師等への医療用麻薬の適正使用推進のための講習会等を開催する。 また、県内の拠点薬局に対して無菌調剤室の整備補助を行うとともに薬剤師会と連携の上、薬局薬剤師を対象に無菌調剤技術取得のための研修会を開催し、薬局における在宅緩和ケアの推進を図る。	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数 ②無菌調剤研修修了薬剤師数 ③無菌調剤室整備補助薬局数	①H23【新規】:104名 H24 : 92名 H25 : 210名 H26 : 92名 ②H25【新規】:26名 H26 : 24名 ③H25【新規】:2施設 H26 : 2施設	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数:100名以上 ②無菌調剤研修修了薬剤師数:50名以上 ③無菌調剤室整備補助薬局数:2施設	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数:100名以上 ②無菌調剤研修修了薬剤師数:50名以上 ③無菌調剤室整備補助薬局数:2施設	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数:100名以上 ②無菌調剤研修修了薬剤師数:50名以上 ③無菌調剤室整備補助薬局数:1施設	11,645	6,580	11,375	県内の医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を対象に「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」を開催した(92名参加)。 また、在宅医療の拠点となる薬局2か所(高崎市及び伊勢崎市)に対して無菌調剤室の整備補助を行い、共同利用体制の構築を図った。 さらに、薬局薬剤師を対象に無菌調剤技術の取得のための実習形式の研修会を開催した(24名参加)。	2	がん疼痛緩和のための医療用麻薬の適正な使用の促進を図るには、実際に関わる医師、薬剤師、看護師等の医療従事者に対する講習会を開催し、正しい知識を広めていく必要がある。 なお、県内の拠点薬局に対する無菌調剤室の整備補助については、H27年度をもって事業終了となる。今後は、整備した無菌調剤室の活用促進が図られるよう、地域の薬局の積極的な利用を医療機関、薬剤師会等と連携して進めていく。	2	無菌調剤薬局の整備が完了したため縮小。なお、今後は無菌調剤薬局の利用促進に取り組んでいく必要がある。			

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価		
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の考え方	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)								
<p>■ がんセンターにおいて、手術、放射線療法、化学療法を効果的に組み合わせる行う集学的治療に取り組むとともに、緩和ケアの充実に努めます。</p>																				
			がんセンターの運営	病院局	病院局総務課	県内唯一のがん専門病院、群馬県のがん医療の拠点病院として、地域の医療機関と連携しながら、高度で質の高い医療を提供する。	・入院患者数 ・外来患者数	H23 入院:96,299人、外来:90,716人 H24 入院:92,019人、外来:94,809人 H25 入院:89,351人、外来:96,595人 H26 入院:90,604人、外来:99,911人	入院:93,805人 外来:91,256人	入院:100,740人 外来:94,562人	入院:107,345人 外来:85,144人	医業収益 7,786,403	医業収益 7,904,065	医業収益 7,669,139	入院患者90,604人及び外来患者99,911人に対し、高度専門医療を提供した。 H26.6に緩和ケア病棟の運用を開始し、延べ3,635人に緩和ケアを提供した。	4	がん専門病院として、引き続き「質の高いがん医療の提供」を行う。	4	県内唯一のがん専門病院として、地域の医療機関と連携しながら、高度で質の高い医療を提供する必要があるため継続。	
<p>■ がん検診の実施主体である市町村や民間企業と連携してがん検診受診率の向上に取り組むほか、女性に特有のがんについては、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種や各種検診事業の促進が図られるよう、がんに関する正しい知識の普及啓発などを行い、がんの予防・早期発見の推進に努めます。</p>																				
			がんに強いぐんまづくり推進	健康福祉部	保健予防課	群馬県がん対策推進条例リーフレットを増刷する。 がん教育用の啓発資料作成等を行う。	がん検診受診率	厚生労働省国民生活基礎調査 対象年齢:40~69歳(子宮がんは20~69歳) 子宮がん・乳がんは2年間の受診率 H22: 男女計 胃がん:35.8% 肺がん:28.5% 大腸がん:27.8% 女性 子宮がん:41.6% 乳がん:43.1% H25: 男女計 胃がん:41.8% 肺がん:48.8% 大腸がん:38.5% 女性 子宮がん:41.5% 乳がん:42.8% ※3年に1回調査	50%	50%	50%	3,150	802	1,408	がん対策推進条例を普及するためのわかりやすいリーフレットを県民に配布するほか、小学生向けのがんの教育用資料を作成し、がんについて知ってもらうとともに、子を通じて親に対し検診受診勧奨を図る。 条例リーフレット作成部数:11,000部 教育リーフレット作成部数:22,000部	4	条例制定を始め、様々ながん対策に取り組んでいることを、幅広く県民に周知する。	4	がん検診受診率の向上のため必要な経費であり継続。	
			女性特有のがん対策推進	健康福祉部	保健予防課	子宮頸がんや乳がんの予防講演会開催など、がんの予防や検診の普及啓発を行う。 乳がん検診(マンモグラフィ検診)に従事する医師等に対する研修を実施し、資質向上を図る。	同上	同上	同上	同上	同上	2,323	4,127	2,155	子宮頸がん予防講演会開催(3回) マンモグラフィ検診従事者講習会開催。(医師38人、放射線技師50人)	4	罹患数の増加している年齢層を中心に、普及啓発を実施し、検診率の向上を図るとともに、乳がん検診の精度向上のため、マンモグラフィ検診従事者を育成する研修を継続して実施していく。	4	がん検診受診率向上のために必要であり継続。また早期発見のための医療従事者の養成に必要な経費であり継続。	
			がん検診受診率向上対策	健康福祉部	保健予防課	市町村及び民間企業と協働してがん対策に取り組む。 地域住民にがん検診の受診を勧奨するサポーターを養成する。	同上	同上	同上	同上	同上	2,734	1,193	1,473	がんに強いぐんまづくりサポーター養成研修を実施し、研修修了者をサポーターに認定。 H26研修修了者数174人(累計1,134人) 市町村や民間企業と連携して、がん検診受診率向上のための取組を実施。 H26連携企業締結社数18社(累計63社)	4	がん検診受診率の目標を達成するため、市町村や連携企業等と連携して継続的な取組を行っていく。	4	受診率向上のための経費であり継続。 サポーターの養成は事業効果を検証し今後の施策展開に活かしていく必要がある。	
<p>1 高度・専門医療の提供 小計 953,994</p>																				
<p>2 救急医療体制の充実</p>																				
<p>(1)救急医療対策</p>																				
<p>■ 初期・二次・三次の各医療機関による救急医療体制を整備するとともに円滑な救急搬送を支援します。</p>																				
			病院群輪番制病院設備整備費補助	健康福祉部	医務課	病院群輪番制参加病院の医療機器整備に対する補助を行う。	医療機器整備病院数	H22:1病院 H23:0病院 H24:0病院 H25:1病院 H26:1病院	1病院 (累計2病院)	1病院 (累計3病院)	1病院 (累計4病院)	14,000	12,066	14,000	救急医療の向上を図るため、北毛病院のX線整備費を補助した。	4	本県救急医療体制の充実のため、引き続き二次救急医療機関の設備整備を行う必要がある。	4	二次救急医療体制を支える病院群輪番制病院の施設整備への補助であり継続。	
<p>■ ドクターヘリにより県内全域において迅速な救急医療を提供するとともに、災害拠点病院等における夜間使用可能なヘリポートの整備を促進し将来の夜間運航に向けた環境を整備します。</p>																				
			ドクターヘリ運航	健康福祉部	医務課	ドクターヘリの運航経費等に対して補助するとともに、ドクターヘリの効果的な運用について検討を行う。	運航時間の延長	H22:8時間45分 H23:8時間45分 H24:9時間 H25:9時間 H26:9時間	9時間	9時間	11時間	219,068	238,391	217,193	ドクターヘリ運航委託料等に対し補助し、運航体制を確保した。(H26年度出動件数881件。前年度比4.5%増加) ドクターヘリの効果的な運用について検討を行った。	4	出動件数が着実に増加しており、安定的な運航を図るため継続が必要。	4	ドクターヘリの安定的な運航のための経費であり継続。	

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額			部局評価	財政課評価						
									実績値		目標値						H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
<p>■ 北関東唯一の高度救命救急センターであり、ドクターヘリの基地病院である前橋赤十字病院や三次救急医療を担う国立病院機構高崎総合医療センター、群馬大学医学部附属病院の機能の維持・強化を図るとともに、東毛地域において総合太田病院の救命救急センター整備を支援します。</p>																						
			救命救急センター運営費補助	健康福祉部	医務課	救命救急センターの運営費に対して補助する。	救命救急センターにおける救急患者受入率	H22 : 94.3% H23 : 97.6% H24 : 95.1% H25 : 95.3% H26 : H27.11月頃把握予定	95%以上	95%以上	95%以上	302,554	317,432	288,032	三次救急機能維持のため、前橋赤十字病院及び太田記念病院に運営費を補助した。	4	不採算部門である三次救急医療機関の機能が維持され、重篤な救急患者への医療が確保できた。救命救急センターの機能が維持されるよう、運営費を補助することが必要である。	4	重篤な患者を対象にした三次救急を担う救命救急センターの運営に要する経費であり継続。			
<p>■ 県内全域で均質で迅速な救急医療を提供できる体制のさらなる充実を図ります。</p>																						
			広域災害・救急医療情報システム(統合型医療情報システム)運営	健康福祉部	医務課	救急医療機関の応需情報等を収集し、消防機関等に提供する「群馬県広域災害・救急医療情報システム(統合後:統合型医療情報システム)」を運営する。	消防機関による傷病者(重症以上)の病院受入れ照会回数4回以上の件数	H22 : 349件(4回以上) H23 : 413件(4回以上) H24 : 380件(4回以上) H25 : 260件(4回以上) H26 : H27.11月頃把握予定	349件以下 (4回以上)	349件以下 (4回以上)	349件以下 (4回以上)	84,360	52,396	75,340	広域災害・救急医療情報システム、救急搬送支援システム、医療・薬局機能情報提供システムを統合、更新するとともに、ICTを利用した新たな機能を追加することにより、救急搬送の効率化と救急医療の高度化を図った。	4	システムの更新・統合により、効率性、有効性、経済性の向上が図られた。今後は、関係機関との連携を強化し、システムの新機能を有効に活用するための運用が求められる。	4	救急搬送の効率化・円滑化のための経費であり継続。			
			災害医療対策	健康福祉部	医務課	東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。	群馬DMAT隊員登録数	H22 : 110人 H23 : 135人 H24 : 152人 H25 : 213人 H26 : 249人	計150人	計160人	計160人	2,586,468	1,362,359	800	災害医療コーディネーター等の設置、災害医療研修、DMAT関東ブロック訓練の実施等により災害医療体制の向上を図った。	4	災害医療サブコーディネーター、地域災害医療サブコーディネーターの設置により、災害医療コーディネーター機能の強化が図られた。今後は、研修の実施等によりコーディネーターの資質向上、関係機関の連携を確保していく必要がある。	4	災害発生時にも確実に医療が提供される体制を整備するための経費であり継続。			
			災害拠点病院等施設設備整備事業	健康福祉部	医務課	大規模災害に備え、災害拠点病院の施設・設備の充実、広域医療搬送や特殊災害に対応できる体制を整える。 ・NBC災害・テロ対策設備整備費補助	災害拠点病院のうちヘリポート整備病院数 (整備病院数/災害拠点病院数)	H22 : 2/13 H23 : 2/15 H24 : 4/17 H25 : 4/17 H26 : 4/17	5/17	5/17	7/17	10,000	272,052	14,000	前橋赤十字病院のNBC災害テロ対策設備整備の補助を行うとともに、二次救急医療機関の耐震診断費用の補助を行うことにより、災害時の医療体制の整備を図った。	4	災害拠点病院の耐震化については概ね完了したが、二次救急医療機関の耐震化を図っていくことが必要である。	4	災害拠点病院の機能を維持するための施設・設備整備費に対する補助であり継続。			
<p>(2) 周産期医療対策・小児3次救急体制の充実</p>																						
<p>■ 周産期母子医療センターの運営支援等により、ハイリスクな分娩や新生児へ高度な医療を提供するとともに、周産期医療情報システムの運用等により、限られた医療資源を有効に活用するため、周産期医療機関の連携体制の整備を行います。</p>																						
			周産期医療対策	再掲	健康福祉部	医務課	限られた医療資源を有効に活用するための周産期医療情報システムの運営や周産期医療対策協議会の開催、周産期医療従事者の資質向上を図るための研修を行う。	周産期死亡率(出産千対)	H22 : 4.4人 H23 : 4.3人 H24 : 4.8人 H25 : 5.5人 H26 : 4.1人	4.2人	4.2人	4.2人	17,765	33,563	16,576	周産期医療情報システムを運用し、応需情報の提供やデータの分析等を行った。また、周産期医療対策協議会において周産期医療体制整備計画等について協議した。周産期医療に関する調査を行い現状を分析するとともに、早期新生児死亡の減少を図ることを目的とした新生児蘇生法研修会を開催した。小児医療センターに委託して「NICU入院児支援事業」を実施、支援コーディネーターを配置することにより児の退院支援を強化した。	4	県民が安心して出産できる環境を整備することは重要な課題であり、周産期医療対策を継続して推進していくことが必要である。産科医の不足等の問題に対して、周産期医療対策協議会での検討を踏まえ、対策を講じていく。	4	安心して出産ができる体制を維持するための経費であり継続。 H26年度の周産期死亡率は目標を達成したが、全国と比べて本県の周産期死亡率が高い傾向は変わらないため、引き続き対策が必要。		
			総合・地域周産期母子医療センター運営費補助	再掲	健康福祉部	医務課	ハイリスクな分娩や新生児への高度な医療を提供する周産期母子医療センターの財政基盤を強化するため、その運営費を補助する。	NICU病床数	H22 : 42床 H23 : 51床 H24 : 55床 H25 : 55床 H26 : 58床	55床	58床	59床	145,912	142,861	93,856	周産期医療体制維持のため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター5病院の計6病院に運営費を補助した。	4	県内の周産期医療体制が維持されるよう、継続して運営費を補助することが必要である。	4	周産期母子医療センターの運営費補助であり、周産期医療体制を維持するため継続。		
<p>■ 周産期・小児3次救急体制の充実を図ります。</p>																						
			外来棟増改築工事(小児医療センター)	再掲	病院局	病院局総務課	障害児歯科外来及び整形外科外来等の充実を図るため、歯科診察室の増室等の増改築工事を実施する。	周産期・小児3次救急医療体制の充実	-	-	-	76,540	-	-	-	-	-	平成27年度新規事業のため、事業評価対象外				
<p>(3) 県境域における県外との連携推進</p>																						
<p>■ 関東近県同士で、ドクターヘリのバックアップ体制等の県境を越えた救急医療の連携を推進します。</p>																						
			ドクターヘリ他県連携	健康福祉部	医務課	ドクターヘリの他県との広域連携に必要な備品等の整備に対して補助する。	北関東三県連携に続く更なる近県連携	H22 : 3県 H23 : 3県 H24 : 3県 H25 : 3県 H26 : 4県	4県	4県	4県	-	-	-	北関東3県間での連携を円滑に行うとともに、埼玉県との2県連携の試行を開始した。H26年度中：栃木からの出動16件、栃木への出動4件。H26年度中：埼玉からの出動1件。	4	増加傾向にある重複要請に対応するため、継続して3県連携及び2県連携に取り組み必要がある。	4	増加する患者搬送の迅速化を図るため、広域連携は重要であり継続。			
<p>2 救急医療体制の充実 小計 2,507,660</p>																						

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H26 決算 (千円)	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										

※評価区分の凡例
1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続

3 安心して医療を受けられる環境づくり

(1)道路網等の整備による医療施設へのアクセス強化

■ 地域の中核的な医療施設へのアクセス強化を図り、どの地域においても高次医療や特定の診療科目等を受けられる環境づくりに取り組みます。

中核的な医療施設へのアクセス	国土整備部	道路整備課 都市計画課	道路網等の整備により、中核的な医療施設(3次救急医療施設・災害拠点病院)へのアクセス強化を図る。	地域の中核的な医療施設までの所要時間別市町村数(30分以下・45分以上)	市町村数 H23 : 30分以下 27 45分以上 3 H24 : 30分以下 27 45分以上 3 H25 : 30分以下 29 45分以上 2 H26 : 30分以下 29 45分以上 2	市町村数 30分以下 27 45分以上 3	市町村数 30分以下 27 45分以上 3	市町村数 30分以下 28 45分以上 3	23,483,023	21,598,946	28,286,106	中核的な医療施設へのアクセス向上を図るため、東毛広域幹線道路、西毛広域幹線道路、上信自動車道等の事業を推進した。	4	地域の中核的な医療施設までの所要時間別市町村数は「30分以下・29・45分以上・2」となり、最終目標値を達成できた。 今後も県内全域において安心して医療を受けられるよう引き続き事業を実施する必要がある。	4	中山間地についても、安心して医療を受けられる環境づくりに取り組む必要があるため継続。
----------------	-------	----------------	--	--------------------------------------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------	------------	------------	--	---	--	---	--

(2)子どもが安心して医療を受けられる環境づくり

■ 子ども医療費の完全無料化や小児救急医療電話相談などにより、子どもが安心して医療を受けられ、親の不安を軽減できる環境を整備します。

福祉医療費補助(子ども医療費)	再掲	健康福祉部	国保護課	少子化対策や子育て環境の充実を図るため、県内どこに住んでいても子どもの医療が無料で受けられるよう、対象範囲を中学校卒業までとする。所得制限なし、自己負担なしで、入院・通院とも中学校卒業まで対象とする都道府県の制度は、全国初。	中学校卒業までの医療費補助を、給付要件を設けずに継続実施(実績・目標値:県補助対象者数)	H23 : 264,444人 H24 : 259,870人 H25 : 255,297人 H26 : 251,172人	255,620人	251,033人	中学校卒業まで医療費無料化を継続	4,011,600	3,958,935	3,811,300	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村とともに引き続き医療費の一部負担金の助成を行った。 対象者 251,172人 受診件数 3,614,744件 補助金額 3,811,299,934円	4	市町村と協力しながら、子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図っていく上で、本制度の安定的な維持・運営は必要不可欠である。 また、引き続き効果の検証を行うとともに利用者に対し適正受診や他の公費負担医療との併給促進の働きかけを行っていく。	4	子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るために必要な事業であり継続。
国民健康保険財政健全化補助		健康福祉部	国保護課	子ども医療費無料化等の福祉医療の実施に伴い削減される国民健康保険国庫負担金等については、削減額の2分の1を市町村に補助	福祉医療制度実施により削減された国民健康保険国庫負担金等の削減額の一部を補助することにより、市町村国民健康保険財政の安定化を図る	H23 : 499,073千円 H24 : 522,662千円 H25 : 589,134千円 H26 : 571,189千円	国による削減措置の撤廃	国による削減措置の撤廃	国による削減措置の撤廃	603,151	588,997	571,189	福祉医療費支給制度実施に係る国民健康保険国庫負担金等の削減額に対して、県制度分の1/2を補助すること、財政基盤の脆弱な市町村国民健康保険の財政安定化を図る上で、必要不可欠である。 国に対して、政策要求や知事会などを通じて、地方独自の取組を阻害する本削減措置の廃止について要望を行った。	4	福祉医療費支給制度実施に係る国民健康保険国庫負担金等の削減額に対して、県制度分の1/2を補助すること、財政基盤の脆弱な市町村国民健康保険の財政安定化を図る上で、必要不可欠である。 国に対して、政策要求や知事会などを通じて、地方独自の取組を阻害する本削減措置の廃止について要望していく。	4	福祉医療費支給にかかる国民健康保険国庫負担金等削減分についての市町村への補助であり継続。 国に対して、あらゆる機会を活用して、本削減措置の廃止を強く要望する必要がある。
小児救急医療対策	再掲	健康福祉部	医務課	小児救急医療体制維持のため、小児二次救急病院への支援、小児医療啓発、小児救急電話相談(＃8000)等の事業を実施する。小児救急電話相談については、受付時間を深夜・早朝時間帯まで拡充し、切れ目のない相談体制を構築する。(月～土 18:00～翌朝8:00、日・祝日 9:00～翌朝8:00)	小児二次救急の一部地域での応需不能日(空白日)の解消	H22 : 19日 H23 : 37日 H24 : 9日 H25 : 0日 H26 : 0日 H27 : 0日	0日	0日	0日	150,231	163,753	143,699	県内4ブロックで病院が輪番を組み、夜間・休日における小児二次救急に対応したほか、小児救急医療電話相談を実施するなど、小児救急医療体制を整備した。	4	県民が安心して子育てをしていけるよう、夜間・休日の小児二次救急の体制を維持するとともに、電話相談により、保護者の不安の解消及び適切な受診の推進を図っていく必要がある。	4	小児二次救急病院の体制整備や小児救急電話相談等にかかる経費であり、小児救急医療体制の維持を図るため継続。 目標としている県内の小児二次救急の夜間・休日の応需不能日(空白日)については、H25年度以降0日となっており、引き続き、病院と協力して小児二次救急体制を確保していく必要がある。
先天性代謝異常等検査(タンデムマス法検査)		健康福祉部	保健予防課	先天性代謝異常の新しい検査法であるタンデムマス法を導入することにより、新生児の段階で多数の疾患を発見し、早期治療により心身障害の予防又は軽減する。	疾患を持つ児を検査で見逃さず発見することが目標であり、目標及び成果の数値化は困難。	H26 : 32,578件	県内出生児に対して漏れなく実施	県内出生児に対して漏れなく実施	県内出生児に対して漏れなく実施	49,754	49,029	49,675	県内出生児に対し検査を実施し、異常値が出た児について早期の治療に繋がるよう関係機関と連携しフォローを行った。	4	生まれつきの病気を早期に発見し、病気の発症や重症化を予防するため、引き続き県内出生児に対して漏れなく検査する体制を維持し、必要なフォローを行う。	4	先天性疾患を早期に発見し発症や重症化予防につなげるための経費であり継続。
小児慢性特定疾患医療給付		健康福祉部	保健予防課	国が指定した小児慢性特定疾患(14疾患群)の患者に対し、保険診療医療費に係る自己負担分を公費助成する。	小児慢性特定疾患受給者数審査による適正な公費助成執行に努める。	H22 : 1,241人 H23 : 943人 H24 : 925人 H25 : 921人 H26 : 920人				149,428	176,749	165,924	年度中の制度改正への対応等を行いつつ、適正な執行に努めた。	4	引き続き適正な公費助成に努めるとともに、相談体制等を整備する。	4	国の治療研究と患者の経済的負担軽減のための事業であり、継続。

(3)難病患者への支援

■ 難病療養者やその家族への相談支援を行うとともに、医療費の公費負担により在宅療養を支援します。

特定疾患医療給付		健康福祉部	保健予防課	国が指定した指定難病(110疾患)及び特定疾患(5疾患)の患者に対し、保険診療医療費に係る自己負担分を公費助成する。	特定医療(指定難病)受給者数審査による適正な公費助成執行に努める。	H22 : 11,415人 H23 : 12,069人 H24 : 12,613人 H25 : 13,180人 H26 : 13,617人	※審査による適正な公費助成執行に努める。	※審査による適正な公費助成執行に努める。	※審査による適正な公費助成執行に努める。	1,899,601	2,284,500	1,876,100	年度中の制度改正への対応等を行いつつ、適正な執行に努めた。	4	引き続き適正な公費助成に努める。	4	難病患者の経済的負担軽減のための事業であり、継続。
----------	--	-------	-------	--	-----------------------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	-----------	-----------	-----------	-------------------------------	---	------------------	---	---------------------------

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>6

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)										
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	部局評価	財政課評価						
									実績値		目標値							H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続				
			難病患者療養支援対策推進	健康福祉部	保健予防課	保健福祉事務所、難病相談支援センター等で行う、難病療養者への相談・支援事業を実施する。	保健福祉事務所、難病相談支援センター、神経難病医療ネットワークの相談件数	H22: 10,787件 H23: 10,303件 H24: 12,615件 H25: 13,138件 H26: 22,213件	10,000件	10,000件	10,000件	16,588	17,213	15,217	4	難病法の成立に伴い、医療給付とともに難病患者の療養生活環境整備事業が都道府県が行う役割の2本柱であることから、今後は難病対策地域協議会の保健福祉事務所への設置に努め、地域における課題の解決を図り適切な在宅療養の支援を行う必要がある。	4	難病患者への相談事業等に要する経費であり、継続。難病患者への支援については、難病法の施行を踏まえ、H28年度当初予算で検討。							
			在宅重症難病患者支援	健康福祉部	保健予防課	在宅重症難病患者の家族等の介護者の休息(レスパイト)が可能となるよう、県が医療機関に委託したレスパイト入院を促進するための受入れ体制を支援する。	レスパイト入院利用者数	H24: 新規 H25: 19人 H26: 27人	37人	37人	37人	9,729	11,970	6,650	4	人工呼吸器を使用している患者の家族が休養できるよう、入院を受け入れた契約医療機関への補助を実施した。H26年度は前年度よりも利用者が増加した。	4	重症難病患者の在宅療養を支える介護者への支援に要する経費であり継続。							

3 安心して医療を受けられる環境づくり 小計

4 健康づくりの推進

(1)生活習慣病や感染症の予防対策の推進

■ 生活習慣の改善や生活習慣病予防などの環境整備や普及啓発を進めます。

元気県ぐんま21推進	健康福祉部	保健予防課	地域・職域の関係者による推進会議を開催し、健康増進計画の普及啓発及び知事表彰を行う。 また、市町村健康増進計画策定・推進の支援を行う。	市町村健康増進計画策定率	H22: 94.3% H23: 97.1% H24: 97.1% H25: 97.1% H26: 97.1%	100%	100%	100%	1,218	1,276	1,066	4	元気県ぐんま21(第2次)普及推進事業において、市町村計画作成支援やモデル事業を実施した。 また、保健事業等功労者知事表彰を開催し、健康づくりに取り組む個人及び団体を表彰した。	4	高齢化が進展する中、県民が健康で生活できる期間をより長くするため、健康寿命を延ばすことが重要である。 そのため、市町村や関係団体等と連携し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための健康づくりに取り組む。	4	健康増進計画の普及啓発・進捗管理に要する経費であり継続。
食環境づくり	健康福祉部	保健予防課	県民の健康づくりを支援するための栄養・食生活に関する環境(食物の生産・加工・流通から食事を提供する場に至るまでのシステム全体)を整備するため、研修会の開催や栄養士会・食生活改善推進員への委託事業により、食に関する適切な情報提供を行う。	食環境整備推進リーダー研修会参加者数	H22: 486人 H23: 610人 H24: 451人 H25: 338人 H26: 420人	600人	600人	600人	982	950	783	4	食事を提供する場である給食施設に対し、喫食者の特性に応じた適切な栄養管理ができるよう、研修会の開催や個別の指導助言を行った。	4	県民の健全な食生活は、学校や職場等の環境と密接に関連していることから、給食施設をはじめとする食事を提供する場の環境づくりの整備が重要であり、さらに推進する。	4	県民の健康増進のための研修会開催等にかかる経費であり継続。
元気県ぐんま21協力店推進	健康福祉部	保健予防課	栄養成分表示の実施や健康に配慮したメニューの提供、健康情報の提供等を行う飲食店等の協力を得て、県民の適切な食生活管理と食を通じた健康づくりを推進する。	元気県ぐんま21協力店登録店舗数	H22: 1,090店 H23: 1,117店 H24: 1,200店 H25: 1,250店 H26: 1,293店	1,250店	1,350店	1,500店	645	601	500	4	栄養成分表示やヘルシーメニュー等の提供店の拡充を図った。 健康情報リーフレットを8回作成し、健康に配慮したメニューや健康に関するトピックスを協力店(健康情報提供部門)に提供した。	4	健康に配慮した食事や情報の提供は、県民が自らの健康を考えることに役立つことから、登録している協力店の提供メニューの充実を図るとともに、登録数を増やしていく。	4	飲食店等と連携した事業であり、県民の健康増進のため継続。
糖尿病予防対策推進	健康福祉部	保健予防課	糖尿病及び慢性腎臓病等に関し、住民及び医療従事者等への知識の普及を図り、早期発見、重症化の予防等を図る。	糖尿病及び慢性腎臓病予防対策研修会開催回数	H22: 2回 H23: 2回 H24: 2回 H25: 3回 H26: 3回	4回	4回	4回	1,249	1,292	741	4	関係機関と連携し、世界糖尿病デー及び世界腎臓デーの普及啓発や一般向け公開講座を実施した。 慢性腎臓病予防のための保健医療従事者向け研修会を実施した。 慢性腎臓病対策推進協議会を2回開催した。	4	重篤化すると生活の質の著しい低下をもたらすこととなる糖尿病や腎臓病を早期に発見予防し、あるいは重篤化の防止を図るために知識の普及が重要である。今後は、慢性腎臓病対策推進協議会に加え、糖尿病対策推進協議会設置し、対策に取り組む。	4	糖尿病予防のための普及啓発事業であるため継続。
特定健診・保健指導推進	健康福祉部	保健予防課	医療保険者による効果的な特定健診・保健指導の推進のため、研修会の開催等を実施して従事者等の資質の向上を図る。	特定健診・保健指導実践者育成研修延べ修了者数	H22: 1,586人 H23: 1,654人 H24: 1,730人 H25: 1,781人 H26: 1,837人	1,790人	1,860人	1,930人	1,063	1,095	452	4	特定保健指導従事者の資質向上を図るため、新任の保健指導従事者を対象とした特定保健指導実践者育成研修、実践者を対象としたスキルアップ研修を開催した。	4	生活習慣病予防は、定期的に健康診断を受診するとともに、健診結果に基づく保健指導が不可欠である。そのため、県の責務として、保健指導従事者の人材育成及び資質の向上を支援するための研修に取り組む。	4	特定健診を実施する医療保険者、市町村の保健指導従事者の資質向上のための研修であり継続。
たばこ対策	健康福祉部	保健予防課	喫煙率を引き下げるとともに、受動喫煙防止対策の推進を図る。	群馬県禁煙認定施設数	H22: 1,275施設 H23: 1,322施設 H24: 1,390施設 H25: 1,454施設 H26: 1,483施設	1,600施設	1,700施設	1,800施設	1,198	1,416	792	4	受動喫煙防止対策研修会、禁煙支援者育成研修会、若い女性の喫煙防止講習会、「群馬県禁煙施設認定制度」を継続して実施した。	4	喫煙は生活習慣病と関連があるといわれ、様々な病気に対する危険性が高いと指摘されていることから、引き続き、事業を継続する。	4	たばこの害を普及啓発する講演会開催や、受動喫煙を防止するための認定制度を運営するための経費であり継続。
未成年たばこ対策	健康福祉部	保健予防課	未成年者喫煙防止対策の推進を図る。	未成年者に対する喫煙防止講習会開催回数及び参加者数	H22: 69回、8,342人 H23: 62回、6,545人 H24: 77回、7,885人 H25: 79回、6,171人 H26: 73回、6,332人	60回 5,000人	60回 5,000人	60回 5,000人	670	705	505	4	喫煙防止講習会等を開催し、未成年者の喫煙防止対策を推進した。	4	未成年者の喫煙防止が将来の喫煙率の引き下げに効果が大いことから、引き続き事業を継続する。	4	未成年者の喫煙による健康被害を防止し、将来の喫煙予防にもつなげるための事業であり継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>7

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)										
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額		H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	H26事業結果		部局評価		財政課評価			
									実績値		目標値						H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)												
			市町村健康増進事業補助	健康福祉部	保健予防課	健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、経費の一部を予算の範囲内において補助する。(市町村への補助率2/3)	血清クレアチニン検査を導入する市町村数	H25: 16市町村 H26: 28市町村	16	21	25	108,700	115,465	107,082	健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、経費の一部を予算の範囲内において補助した。	4	生活習慣病等の予防からリハビリテーションに至る市町村の保健事業の根幹となる事業であり、県民の健康増進に果たす役割が大きい。県として継続して補助する。	4	健康増進法に基づき各種検診等を実施する市町村事業への補助であり継続					
			歯科口腔保健対策	健康福祉部	保健予防課	群馬県歯科口腔保健推進計画に基づき、県民への普及啓発事業の拡充及び、在宅介護者等への歯科保健医療サービスの充実を図る等歯科口腔保健を総合的に推進する。	3歳でむし歯のない児の割合	H22: 77.4% H23: 79.5% H24: 80.7% H25: 81.8% H26: 81.9%	81%	82%	82%	28,000	23,781	20,374	従来からの事業に加え、新たに「歯科口腔保健サポーター養成講座」を行い、歯科口腔保健の普及・啓発に努めた。	4	歯科口腔保健支援センターを中心に、従来の事業に加えて、情報収集、発信、人材育成等専門的知見に基づいた歯科口腔保健対策を推進する。	4	歯と口の健康を保ち生活の質を維持するための事業であり継続。					
			大気中微小粒子状物質(PM2.5)測定体制整備	環境森林部	環境保全課	H21年度に新たに環境基準が設定されたPM2.5について、常時監視及び注意喚起のために必要な測定体制を整備する。また、PM2.5対策の基礎データを得るため成分分析等を行う。	県内における質量測定地点数および成分分析地点数	○質量測定地点数 (H23 測定開始) H23 1か所 H24 3か所 H25 8か所 H26 8か所 ○成分分析地点数 (H25 測定開始) H25 2か所 H26 2か所	○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所	○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所	○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所	1,981	1,699	1,939	質量測定地点については、H25年度までに、県全体のPM2.5濃度を把握するための当面の体制整備(高崎市設置1か所と合わせて9か所)が完了し、常時、測定を行っている。また、その結果については、リアルタイムで一般公開しており、県民の安心安全確保のための情報発信を行った。なお、注意報の発令はなかった。成分分析については、前橋、富岡の2か所で行った。	4	県全体のPM2.5濃度を把握するための当面の測定体制9局(うち高崎市設置1か所)が整った。県民の健康被害の未然防止を図るため、引き続き監視を継続していく。なお、測定結果及び全国状況を踏まえて、県内の状況を検証していく。成分分析については、引き続き実施し、発生原因等を究明するための基礎とする必要がある。	4	県民の健康を守るため、監視体制を維持していくことが必要であり、継続。					
■ 結核、エイズ、インフルエンザ等の感染症の予防及びまん延防止を図ります。																								
			感染症対策	健康福祉部	保健予防課	感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図る。	感染症指定医療機関の運営継続に伴う運営費補助	H22: 7医療機関 H23: 8医療機関 H24: 8医療機関 H25: 8医療機関 H26: 8医療機関	8医療機関	8医療機関	8医療機関	72,732	95,892	69,180	感染症予防対策として、感染症(結核・新型コロナウイルスを除く)の発生に対応した。感染症指定医療機関の整備及び運営のために、施設設備整備費補助1件、運営費補助8件を実施した。	4	感染症患者への医療提供体制を確保するため、引き続き運営費補助等を実施する。また、感染症のまん延防止のために必要な調査等を継続して実施していく。	4	感染症発生時の医療提供体制を確保するための経費であり継続。					
			疾病予防防疫対策	健康福祉部	保健予防課	感染症予防のための調査や検査等を行うほか、感染症に関する正しい知識を提供するとともに予防接種を推進し、感染症の発生を防止する。	県民に対し、感染症に関する啓発・普及活動の回数(講演会、説明会等)	H22: 41回 H23: 71回 H24: 75回 H25: 141回 H26: 155回	50回	100回	100回	44,207	32,949	30,917	県民に対し、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を実施した。給食従事者等に対し、感染症予防のための検査を実施した。また、予防接種の普及啓発を行うことにより、感染症の予防を行うとともに、予防接種健康被害者への救済等を実施した。	4	感染症の予防のための検査及び感染症に関する正しい知識の普及啓発により、感染症の発生及び拡大防止を図るため、継続する。また、予防接種の普及啓発を行うことにより、感染症の予防を行うとともに、予防接種健康被害者への救済を行うことも、継続して実施する。	4	感染症予防のための検査や普及啓発に要する経費や健康被害救済に要する経費であり継続。					
			結核対策特別促進	健康福祉部	保健予防課	結核の発生を予防し、そのまん延の防止を図る。	研修会参加数	H22: 144人 H23: 61人 H24: 92人 H25: 30人 H26: 60人	100名	50名	50名	322	328	322	H26年度は、テーマを非定型抗菌薬治療にしたところ、参加者数が前年よりかなりの増加があり目標値を超えた。研修テーマをトピックス的なものにし、参加者を確保した。	4	結核診療に従事している医療機関関係者及び行政担当者を対象として、専門の講師を招いた、結核の現状や最新医療に関する講演を年1回、継続して開催することで、参加者のレベル向上に役立てていく。	4	時代及び地域の状況に合わせた結核対策を行うための経費であり継続。					
			地域のエイズ対策に係る啓発普及活動	健康福祉部	保健予防課	エイズの感染予防のため、県立高校において講演会を原則隔年で実施し、普及啓発を図る。	エイズ講演会参加数	H22: 5,572人 H23: 5,011人 H24: 4,884人 H25: 5,311人 H26: 5,257人	5,000名	5,000名	5,000名	1,884	2,468	1,436	県内の県立高校の生徒を対象にして講演会を実施した。毎年度ほぼ同数の参加者状況であり、ここ数年は目標値を超えている。	4	講演の対象者を、将来を担う若い世代(高校生を中心に)にし、正しい知識等を普及することで、HIV感染防止に向けた予防行動につなげていく。	4	若年者向けのエイズ予防啓発はまん延防止に有効であり継続。					
			肝炎対策	健康福祉部	保健予防課	肝炎患者に対する情報提供や肝炎の感染予防について知識をもつ人材を育成するほか、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報をとりまとめた手帳を肝炎患者等に対して配布し、肝炎の早期発見、適切な治療を推進する。	地域肝炎治療コーディネーター養成研修受講者数	H22: - H23: 62人 H24: 120人 H25: 90人 H26: 78人	60名	60名	60名	954	933	574	事業については、群馬大学医学部附属病院に事業委託し実施している。参加者数は前年度より下回ったが、目標値よりは上回った。	4	群馬県においては、他県に比べ肝臓専門医が少ないため、肝炎患者等をサポートできる人材育成が今後も求められ、肝炎治療患者支援や既感染者への検査受診勧奨ができる者を増やしていく。	4	肝炎対策を推進する研修の実施や、肝炎の早期発見・適切な治療を推進するための手帳作成にかかる経費であり、肝炎の予防を図るため継続。					
			肝炎インターフェロン治療費等助成	健康福祉部	保健予防課	肝炎患者の経済的負担軽減のため、肝炎治療費に係る助成を行う。	肝炎医療費受給者数 審査による適正な公費助成執行に努める。	H22: 948人 H23: 749人 H24: 711人 H25: 816人 H26: 1,228人	※審査による適正な公費助成執行に努める。	※審査による適正な公費助成執行に努める。	※審査による適正な公費助成執行に努める。	138,590	248,016	208,125	H26年度は年度中の新治療薬の承認により、制度改正への対応等を行いつつ、適正な執行に努めた。	4	H27年5月に新たに治療薬が承認され、年度内にも次々と新薬が承認される予定であるので、迅速に制度改正への対応を行うとともに、引き続き適正な公費助成に努める。	4	肝炎インターフェロン治療費等を国と県で補助するものであり、肝炎患者の負担軽減を図るため継続。					

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価		
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)								
<p>■ 食を考える習慣を身につけ、心身ともに健全な食生活を送るため、子どもから高齢者までのライフステージに応じた食育を推進します。</p>															<p>※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続</p>					
			食育推進	健康福祉部	保健予防課	<p>県民が主体的に食育に取り組むための意識啓発を図るとともに、地域における食育を担う人材の育成や環境の整備など、地域力を生かした食育を推進する。</p> <p>地域機関や食育関連団体等と連携・協働した食育を推進するためのネットワーク体制の整備を図る。</p> <p>ライフステージに応じた間断のない食育を推進するため、市町村食育推進計画の策定を支援する。</p> <p>社会資源としての食育応援企業と連携した食育イベントを開催する。</p>	<p>①食育推進リーダー養成者数(人)</p> <p>②食育応援企業登録数(企業・団体)</p>	<p>①食育推進リーダー養成者 H22:- H23:15人 H24:累計37人 H25:累計57人 H26:累計74人</p> <p>②食育応援企業登録数 H22:- H23:27企業 H24:累計44企業 H25:累計58企業 H26:累計99企業</p>	<p>①累計60人</p> <p>②累計60企業</p>	<p>①累計80人</p> <p>②累計80企業</p>	<p>①累計100人</p> <p>②累計100企業</p>	1,775	3,105	1,442	<p>○食育推進体制の整備 市町村計画の策定及び推進を支援、ブロック単位の地域食育推進ネットワーク会議を有効に活用し、連携促進事業を実施した。</p> <p>○つづけましょ！食育推進事業の実施 食生活に課題の多い若い世代や高齢者の食育推進体制の整備、食育応援企業登録制度を通じた社会資源の活用、地域の食育を担う人材として食育推進リーダーの養成等を継続的に充実を図った。</p> <p>また、食育推進リーダーを活用したモデル地区事業、新たな食育教材の普及と活用にも取り組んだ。</p> <p>○食育フェアin食育応援企業～LAB11高崎～の開催 食育応援企業と共催 来場者 1,500人</p>	<p>4</p> <p>食育は、健康、食品安全、農業、教育、食文化など幅広い分野にわたっていることから、地域における食育推進体制の充実強化を図り、市町村や関係団体等と連携した事業に取り組む。</p> <p>また、食育応援企業や食育推進リーダーを活用し、食に関する課題の多い若い世代や高齢者をターゲットとした食育の推進を強化する。</p>	<p>4</p> <p>企業と連携した食育イベントを立ち上げるなど、事業内容を工夫している。</p> <p>引き続き、地域における食育を推進していくため、継続。</p>			
<p>(3)スポーツを通じた健康づくり</p> <p>■ 健康の保持や生活習慣病の予防・改善に効果があるスポーツ活動の環境整備を推進します。</p>																				
			地域スポーツ振興	再掲	生活文化スポーツ部	スポーツ振興課	<p>広域スポーツセンターの機能の充実を図ることにより、総合型地域スポーツクラブの活動を推進する。</p>	<p>総合型地域スポーツクラブ設立数</p>	<p>H22 1クラブ設立(36クラブ) H23 4クラブ設立、2クラブ解散(38クラブ) H24 4クラブ設立(42クラブ) H25 2クラブ設立、1クラブ解散(43クラブ) H26 1クラブ設立(44クラブ) ※設立準備を含む</p>	<p>4クラブ設立予定(未設置市町村7町村)</p>	<p>4クラブ設立(未設置市町村6町村)</p>	<p>合計50クラブ(未設置市町村解消)</p>	2,509	344	2,354	<p>総合型地域スポーツクラブの設立及び育成に関する支援や啓発により、地域におけるスポーツ活動の核となる総合型地域スポーツクラブの設置件数が12市9町5村43クラブ(設置市町村の割合74.3%)から12市9町6村44クラブ(設置市町村の割合77.1%)に増えた。</p> <p>また、県内スポーツ活動の振興を図るため、スポーツ情報ネットワークシステムの運用により、多くの県民にスポーツに関するイベント情報や県内クラブの紹介等を提供できた。</p>	<p>4</p> <p>県民が主体的にスポーツに親しめる環境の整備と県内スポーツの振興を推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立・育成に対する支援とスポーツに関する情報提供を継続して行う。</p>	<p>4</p> <p>県民が主体的にスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブを支援し、スポーツ振興を推進するため、継続。</p>		
<p>4 健康づくりの推進 小計</p>																				